

(一関市農業技術開発センター条例の一部改正)

改正前					改正後				
別表第1 (第7条関係)					別表第1 (第7条関係)				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料
南部農業技術開発センター	農畜産物加工開発室	1時間	400円	—	南部農業技術開発センター	農畜産物加工開発室	1時間	400円	—
	視聴覚研修室		400円	100円		視聴覚研修室		400円	80円
	会議室		400円	100円		会議室		500円	100円
	小会議室		200円	50円		小会議室		300円	60円
北部農業技術開発センター	農畜産物加工開発室	1時間	600円	150円	北部農業技術開発センター	農畜産物加工開発室	1時間	700円	140円
	視聴覚研修室		400円	100円		視聴覚研修室		500円	100円
	情報分析室		400円	100円		情報分析室		400円	80円
	会議室		400円	100円		会議室		500円	100円
	小会議室		200円	50円		小会議室		200円	40円
[略]					[略]				
別表第2 (第8条関係)					別表第2 (第8条関係)				
土壌等分析項目		手数料 (1点当たり)		土壌等分析項目		手数料 (1点当たり)			
		市内、平泉町及び藤沢町に所在する団体及び住所を有する個人	左記以外の団体及び個人			市内及び平泉町_____に所在する団体及び住所を有する個人	左記以外の団体及び個人		
[略]					[略]				
備考 [略]					備考 [略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。